

# 平成老人保健施設 在宅生活維持コース

(1ヶ月未満のご利用はできません)

老健を定期的に繰り返しご利用いただけます！

- 夏や冬の厳しい季節だけ利用したい
- 家族の介護休養（負担軽減）のために
- 集中してリハビリをしっかりやりたい
- 急な家庭事情で少し長めに利用したい



平成老人保健施設

自宅



自宅と老健を行き来



定期的に集中してリハビリをしたい！

パターン1

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自宅	在宅サービスを利用しながら生活						在宅サービスを利用しながら生活					
平成老健				短期集中リハビリ						短期集中リハビリ		

夏や冬の厳しい季節だけ利用したい！

パターン2

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自宅	※在宅サービスを利用しながら生活							※				
平成老健				短期集中リハビリ			通常リハビリ		通常リハビリ			

● 短期集中リハビリとは・・・

最低週3回（1回あたり20分）理学療法士又は作業療法士がマンツーマンで行うリハビリテーション  
\* 入所から3ヶ月間実施できます（前回の短期集中リハビリ期間から3ヶ月以上経過していれば可）

● 通常リハビリとは・・・

週2回（1回あたり20分）理学療法士又は作業療法士がマンツーマンで行うリハビリテーション  
\* 短期集中リハビリ期間適応外の期間に実施させていただきます